

Unit 1

コンプライアンスとは何か

学習のねらい

事実を偽ったり、不正を隠ぺいしたりする経営者や企業関係者の行為に対して、マスメディアや消費者・市民社会から厳しい批判が集まっています。社会からの信頼を損なう行動は、私たちの仕事や職場を非効率で不健全な方向に悪化させ、企業の存続を危うくします。

役員や社員は、こうした社会の声に真剣に耳を傾けて、従来の行動に問題や不足があれば自主的に改め、社会からの信頼獲得に努めなければなりません。人権・労働・環境・不正防止などの社会的課題に誠実に取り組む経営は、新しいビジネスや競争の優位箇所を発見する機会が多く、消費者・労働者・投資家の支持や協力も集まって、持続可能な成長が実現します。この「持続可能な成長」こそ、経営、管理職、従業員が一致協力してコンプライアンスに取り組む目的なのです。

法律を守るだけで社会の信頼が得られるわけではありません。しかし、法律も守れない企業は、社会から相手にされません。法律を守るためには、具体的に何をすればよいのか、また何をしてはならないのか、といったことについて正確な知識が必要です。

ここでは、まず、法律を守る、という意味を理解するうえで必要な基礎知識を学びます。あわせて、なぜ会社がコンプライアンスを強化するのか、その社会的な背景についても学びます。



1. 業務犯罪と個人の責任

学習のポイント

組織ぐるみの不正や重大な過失による事件に役員や社員が関与した場合に、マスメディアはそれを「企業の犯罪」と報道します。しかし、法律の世界では、事件に関与した「個人」の行為として、その個人の責任を問うのが基本的な考え方です。

ここでは、業務に関係して社員が法律に違反したり不正をはたいたりした場合の、会社と社員との関係について学びます。

◆帰宅後の夫婦の会話



入札談合

政府・地方自治体の競争入札において参加者が入札者や入札価格を事前の謀議で決定する犯罪。独占禁止法上のカルテルにも該当する。

逮捕

犯罪捜査の目的で警察等が被疑者の身柄を拘束すること。

執行猶予

裁判で刑を言い渡された者が、その執行を猶予され、猶予期間に取消事由がなければ刑の言い渡しが無効となる制度。

中堅メーカーに勤める一郎が帰宅すると、妻の花子が話しかけました。

「ねえ、お隣のご主人、半年前に**入札談合**なんかで**逮捕**されたでしょ。今日、裁判所で**執行猶予**3年の判決が出たんですって。勤めていた会社もクビになって、犯罪だから退職金も出ないそうよ。お気の毒よね。お隣の奥さん、涙をこぼしていらしたわ。こっちでは再就職も難しいんですよ。来月、ご家族そろって田舎のご実家に戻られるんですって。地方も不景気で暮らしはきついですけど、どうしようもないから、しばらく様子を見るそうよ。でも、仕事なのに会社もひどいわよね。あなたも気をつけてね。うちは子供も小さいし、そんな事件に巻き込まれたら家庭崩壊だよ」。

一郎は、花子のお話をきくと、お隣の奥さんは、

会社の業務命令に従っただけなのに、なぜ逮捕されて**刑罰**を受けるのか、違法な行為を命令した会社に社員をクビにする権利があるのか、いろいろな疑問がわいてきました。

◆仕事上の行為なのに個人が責任を負うのはなぜか

仕事上の行為なのに、どうして役員や社員である「個人」が法律上の責任を追及されるのでしょうか？ それは、**法律**の体系が「個人」の責任を基本に作られているからです。

マスコミは「企業の犯罪」と報道しますが、法律のうえでは、それぞれの関係者が自分の行為について別個独立に責任を追及されます。たとえば、入札談合に加わった社員や指示した役員は、一人ひとり逮捕されて取り調べを受け、各々が実行した行為に応じて別々の裁判で判決を受けます。ただし、裁判で「共犯」と認定されると、他人の実行行為についても法律上の責任を科せられることもあります。

しかし、違反行為によって実際に利益を得るのは会社ですから、行為者だけでなくその会社も処罰すべきという考え方があります。このため、公正競争、労働基準、労働安全衛生、環境、税金、輸出入などの**行政法規**の分野では、事業主としての法人の刑事責任を問う（刑罰は罰金に限定されます）ケースが数多く存在します。これを**両罰規定**と呼びます。

◆会社は被害者

冒頭の事例の一郎のように、社員の違法行為で儲けている会社が当人をクビにするのは不公平だ、という感想をもつ人は珍しくありません。

しかし、会社の出資者である**株主**は、法律を守って健全に会社を運営することを役員や社員に委ねているのですから、不正な業務命令は本来の任務に背いた個人の逸脱行動と解釈されます。

つまり、たとえその違法行為で売上や利益が増加しても、会社は「被害者」として扱われます。

加えて、会社の**代表取締役**（社長）には、違法行為で混乱を与えた役員や社員に制裁を加えて会社の秩序を回復する義務があります。したがって、違法な活動に関わった役員を会社が解任したり、また社員に**懲戒処分**を科したりするのは、きわめて当然の処置なのです。

刑罰

罪をおかした者に国が科す死刑・懲役・禁錮・罰金・拘留・科料・没収等の制裁罰。

法律

国会の議決によって制定される国の法規範。

行政法規

行政目的を確保するため国民・住民を拘束する法律や条例。

両罰規定

役員や従業者が事業活動で違法行為を行った場合に、事業主である法人にも刑罰を科す規定のこと。

株主

株式の取得・所有による会社の出資者。

代表取締役

株式会社を代表する権限を有する取締役で、取締役会の決定の業務執行と日常業務の決定・実行を権限とする。

懲戒処分

従業員の就業規則違反その他の非違行為に対して会社が行う制裁罰のこと。

さらに忘れてはならないのは、違法な活動で会社に損害を与えた役員や社員は、会社に与えた損害を金銭で賠償する責任があることです。

善良なる管理者の注意義務

本人の能力とは関係なく、その職業や社会的役割に応じて通常期待されるレベルの注意を払う義務。これを欠くと過失と認定される。

取締役には**善良なる管理者の注意**をもって会社の業務を監督・実行する法律上の義務があります。また、社員には会社との契約で職務に専念して誠実に仕事を遂行する義務があります。こうした会社との契約上の義務に違反した行為も、業務上の逸脱行為です。

取締役が注意義務や監視・監督義務を果たさずに不祥事を招いて会社の財務や株価に重大な影響を与えた場合や、社員のみなさんが会社の資産を騙し取ったり、意図的に損害を与えたりした場合には、個人の資産で**損害賠償**を求められる可能性があります。

損害賠償

故意・過失による違法行為で損害を与えた者が相手の損害を金銭で補填すること。

みなさんは、役員や上司を絶対的な権威と思い込みがちですが、それはとても危険なことなのです。役員や幹部社員の命令であっても、その内容が法律に違反するときは、それを「会社の命令」と考えてはいけません。それがだれからの命令であっても、違法行為の指示は、正式な業務命令とはなりえないことを忘れないでください。

ところで、その違法行為が役員や上司からの指示によるものである事実は、個人の責任を免除する理由にならないのでしょうか？

たしかに上司の命令や職場の悪しき慣習を否定するのは簡単ではありません。仕事を失ったり、周囲からのいじめに遭ったりするかもしれません。しかし、ものごとの善悪を判断できる大人なのだから、他の役員や管理職に相談することや自分自身で断ることもできたはずだ、というのが法律の基本的な考え方なのです。

法律の順守という要請においては、みなさんも役員や上司と同列であって、立場による違いはありません。法律に違反すれば、それぞれの関与に応じて責任を負うことになります。社長や上役の命令だから自分には責任がないという理屈は通用しない、と肝に銘じてください。

.....

学習のまとめ

ここでは、次のことを学びました。

- 組織ぐるみの不正や重大な過失による事件に役員や社員が関与した場合で

も、それぞれの関係者が自分の行為について別個独立に法律上の責任を追究される。

- たとえ役員や幹部社員の命令であっても、違法行為の指示は会社の正式な業務命令になりえない。

MEMO